

名称：「ARIKA 商標」事件（審決取消訴訟）

最高裁平成21年（行ヒ）217：平成23年12月20日

（原審：知財高裁第2部：平成20年（行ケ）第10414号 判決言渡：平成21年3月24日）

判決：請求容認（破棄自判）

商標法50条1項、指定役務第35類

キーワード：商品の販売に関する情報の提供

[概要]

知財高裁は、商標 ARIKA を指定役務（商品の販売に関する情報の提供）に関して使用しているとして、審決を取り消したが、最高裁は、指定役務の解釈に誤りがあるとして、知財高裁の判決を破棄した。

裁判要旨：商標法施行規則別表（平成13年経済産業省令第202号による改正前のもの）第35類3に定める「商品の販売に関する情報の提供」とは、商業等に従事する企業に対して、その管理、運営等を援助するための情報を提供する役務をいう。

[争点]

本件商標を「商品の販売に関する情報の提供」の役務に使用しているか否か。

[審決]

被請求人たる原告の提出した「会社案内」・「インターネットのホームページ」は、いずれも自社の商品ないし自社の開発した商品の広告にすぎないから、本件商標を「商品の販売に関する情報の提供」の役務について使用していると認められない。

[知財高裁の判断]

原告は、平成17年1月23日には、株式会社スーパースイープが製作、販売する音楽CDについての内容及び購入方法等について、本件商標を表示して原告のホームページに掲載し、また平成16年10月12日には、同じく本件商標を表示した原告のホームページに株式会社カプコンの販売する「ロックマンエグゼトランスミッション」・・・の発売日、価格等を表示し、株式会社カプコンのホームページのゲームの購入画面等にリンクさせていることが認められる。

そうすると、原告は、・・・「商品の販売に関する情報の提供」の役務に関し本件商標を使用していたことが認められる。

これらに関する情報の提供は他人のために行う役務ということができ、「商品の販売に関する情報の提供」に該当するものと認められる。

[最高裁の判断]

商標法施行規則別表において定められた商品又は役務の意義は、商標法施行令別表の区分に付された名称、商標法施行規則別表において当該区分に属するものとされた商品又は役務の内容や性質、国際分類を構成する類別表注釈において示された商品又は役務についての説明、類似商品・役務審査基準における類似群の同一性などを参酌して解釈するのが相当である。

本件指定役務は、本件商標登録出願時に施行されていた商標法施行規則別表（平成13年経済産業省令第202号による改正前のもの。以下「省令別表」という。）第35類3に定める「商品の販売に関する情報の提供」を意味するものと解される。

「商品の販売に関する情報の提供」は、省令別表第35類中の同区分に属する役務を1から11までに分類して定めているうちの3において、「経営の診断及び指導」、「市場調査」及び「ホテルの事業の管理」と並べて定められ、・・・「商品の販売に関する情報の提供」は、「経営の診断及び指導」、「市場調査」及び「ホテルの事業の管理」と同様に、商業等に従事する企業の管理、運営等を援助する性質を有する役務であるといえる。

このことに、「商品の販売に関する情報の提供」という文言を併せて考慮すれば、省令別表第35類3に定める「商品の販売に関する情報の提供」とは、商業等に従事する企業に対して、その管理、運営等を援助するための情報を提供する役務であると解するのが相当である。そうすると、商業等に従事する企業に対し、商品の販売実績に関する情報、商品販売に係る統計分析に関する情報などを提供することがこれに該当すると解されるのであって、商品の最終需要者である消費者に対し商品を紹介することなどは、「商品の販売に関する情報の提供」には当たらない。

平成18年法律第55号により、商標の使用対象となる役務として「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」が追加されて（商標法2条2項）、これに伴い、商標法施行令別表第35類に小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供の役務が追加され、商標法施行規則別表第35類にも、接客、カタログを通じた商品選択の便宜を図ることなど商品の最終需要者である消費者に対して便益を提供する役務が商標の使用対象となる役務として認められるようになったなどの経緯がある。しかしながら、本件商標登録の出願時には、上記の法令の改正は行われていなかった。

本件各行為は、被上告人のウェブサイトにおいて、被上告人が開発したゲームソフトを紹介するのに併せて、他社の販売する本件各商品を消費者に対して紹介するものにすぎず、商業等に従事する企業に対して、その管理、運営等を援助するための情報を提供するものとはいえない。

[コメント]

「商品の販売に関する情報の提供」という用語からは、一見すると「最終需要者である消費者に対し商品を紹介する」ことも役務に含まれるように感じるが、最高裁は第35類に含まれる他の役務との関係と、商標法等の改正の経緯から、上記は含まれないと解釈した。誤解を生じやすい状況であったが、平成18年改正により、商標法で定義する役務に「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」が含まれ、第35類に「小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」が追加されたので問題はない。